

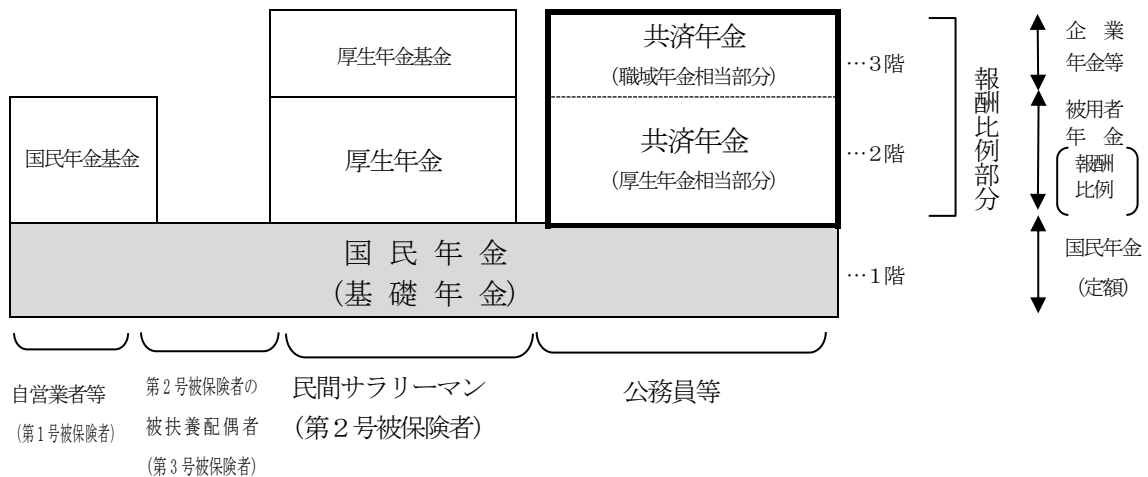
IV 年金制度について

1 年金制度の体系

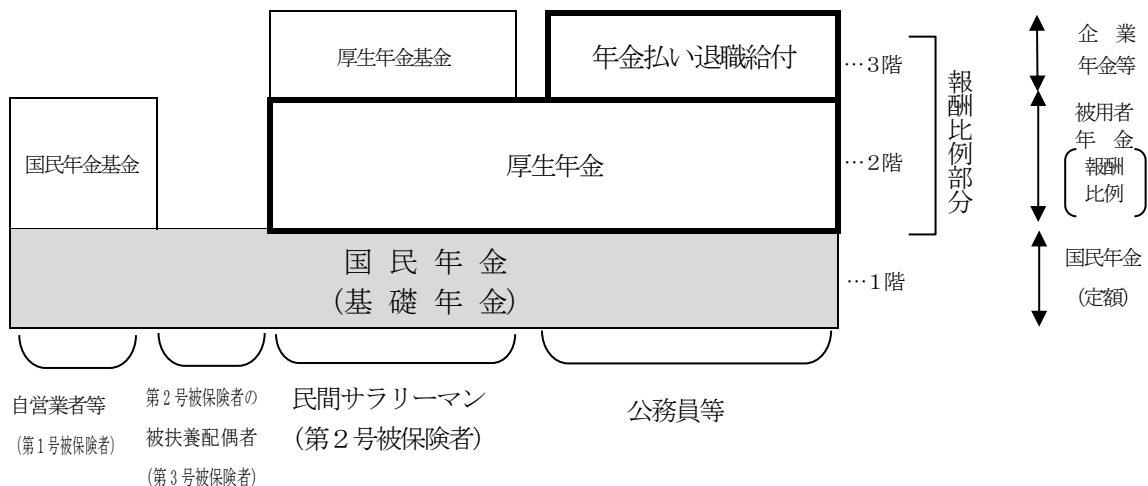
年金制度は、全国民に共通した「国民年金(基礎年金)」を基礎に、「被用者年金」「企業年金」等の3階建ての体系になっています

公務員等の年金については、平成27年10月1日からの被用者年金一元化により、2階部分、3階部分が一体となっていた「共済年金」が廃止となり、2階部分は「厚生年金」に統合され、3階部分は新たに「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。

[一元化前] (平成27年9月30日まで)



[一元化後] (平成27年10月1日から)



※平成27年9月30日までの期間に係る職域年金相当部分については、「退職共済年金(経過的職域加算)」として支給されます。

2 被保険者の種類と保険料

現役世代のすべての人が国民年金に加入することになります。それぞれの職業等に応じて、国民年金第1号被保険者から第3号被保険者までのどの種類の被保険者になるか、どの制度に加入するかが決められています。

現役時代にどの制度に加入していたかによって、将来、どの種類の年金を受けられるかが決まります。

職業等		加入制度と保険料		
		加入制度		保険料
自営業、農業者、学生等 (20歳以上60歳未満で下記以外の人)		国民年金 【第1号被保険者】		16,980円(R6年度)
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人	国民年金 【第2号被保険者】	厚生年金 (第一号厚生年金)	月収と賞与等の9.15% (労使折半)
	公務員 私立学校教職員	国民年金 【第2号被保険者】	厚生年金 (第二号～第四号 厚生年金)	月収と賞与等の9.15% (労使折半)
専業主婦等(20歳以上60歳未満) (被用者の配偶者(妻又は夫)であつて主として被用者の収入により生計を維持する人)		国民年金 【第3号被保険者】		保険料負担は要しない 配偶者の所属する被用者年金制度(厚生年金)が負担

〈組合員が60歳未満で退職し、再就職しないときの国民年金の手続き〉

60歳未満で退職をしたときは、国民年金の第2号被保険者から国民年金の第1号被保険者または、第3号被保険者に変更となります。

この場合、退職の翌日から14日以内に「種別変更届」を住所地の市区町村長または日本年金機構に届出を行うこととなります。

なお、国民年金の保険料はご自身で払い込むこととなります。(届出用紙は市区町村役場にあります。)

〈組合員の被扶養配偶者の国民年金の手続き〉

1 組合員が退職したとき

在職中に組合員の被扶養者となっている60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者として、国民年金に加入しています。

しかし、組合員が退職し資格を喪失すると60歳未満の被扶養配偶者は、第3号被保険者に該当しなくなります。

この場合、退職の翌日から14日以内に住所地の市区町村長または日本年金機構に届出を行ってください。

なお、国民年金の保険料は、ご自身で払い込むこととなります。

2 組合員が再就職したとき

組合員が退職して再就職し、厚生年金に加入したとき、被扶養配偶者が60歳未満の場合は、引き続き第3号被保険者となります。この場合の手続きについては勤務先にお尋ねください。

V 退職後の長期給付について

長期給付は、地方公務員の福利厚生制度の一環として、組合員が一定の年齢に達したとき(老齢給付)、病気やけがによって障害の状態になったとき(障害給付)、不幸にして組合員が死亡したとき(遺族給付)に、組合員またはその遺族に年金または一時金の給付を行うものです。この給付の種類及び受給資格等は次のとおりです。

1 長期給付の種別等

給付種別	名 称		受給資格等
退職(老齢)給付	老齢厚生年金		65歳に達したとき
	繰上げ支給の老齢厚生年金		支給要件に該当した人が申出したとき
障害給付	障害厚生年金		障害等級1級～3級に該当したとき
	障害一時金		上記に該当しない一定の障害で退職したとき
遺族給付	遺族厚生年金		組合員、または年金受給者が死亡したとき
職域年金	退職共済年金 (経過的職域加算)		65歳に達したとき (平成27年9月30日以前の組合員期間が対象)
	年金払い退職給付	退職年金	65歳に達したとき (平成27年10月1日以降の組合員期間が対象)
		公務障害年金	公務により障害等級に該当したとき
		公務遺族年金	公務傷病により死亡したとき

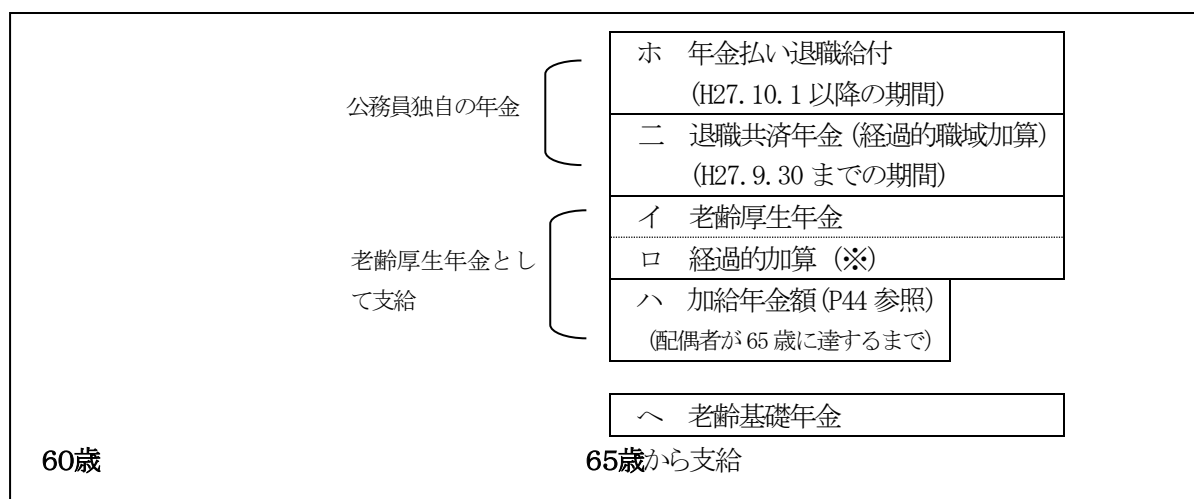
2 老齢給付

(1) 65歳から支給される年金

65歳から支給される年金には、老齢厚生年金、退職共済年金(経過的職域加算)、年金払い退職給付(P38 参照)、老齢基礎年金(P40 参照)があります。

老齢厚生年金は、組合員期間があり、かつ年金加入期間(他の公的年金の加入期間を含む)が10年以上ある者に支給されます。

また、退職共済年金(経過的職域加算)及び年金払い退職給付は、公務員独自の年金であり、退職共済年金(経過的職域加算)は老齢厚生年金と併せて支給されます。



※経過的加算は、組合員期間のうち老齢基礎年金の年金額の対象とならない期間(20歳前、60歳以後)がある場合に加算するものです。

厚生年金被保険者期間(第1号厚生年金:民間企業等の厚生年金被保険者)のある女性の方は、以下の年齢から老齢厚生年金が支給されます。

昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた人・・・63歳

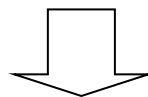
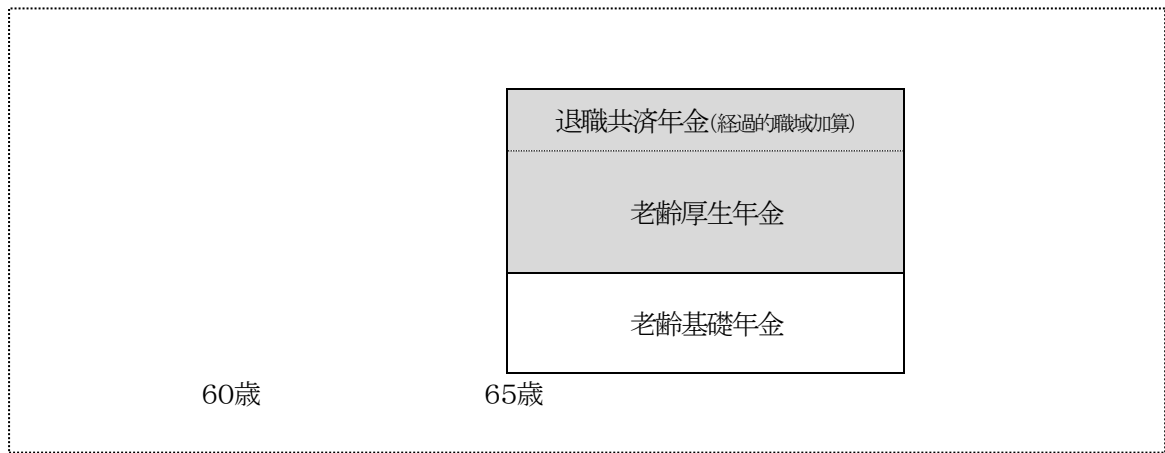
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた人・・・64歳

昭和41年4月2日以降に生まれた人・・・65歳

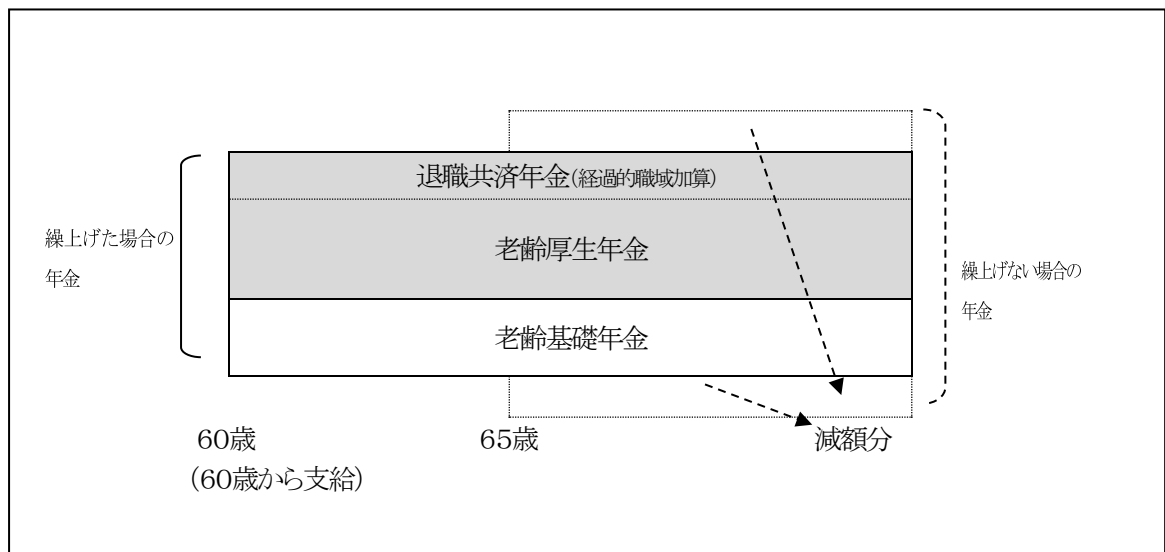
(2) 繰上げ支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金(退職共済年金(経過的職域加算)を含む。以下同じ。)が受給できる者については、国民年金の任意加入被保険者を除き、60歳以上65歳未満の間に、老齢厚生年金(加給年金額を除く)の繰上げ請求をすることができます。

なお、老齢厚生年金の繰上げ請求を行う場合は、老齢基礎年金についても同時に繰上げ請求を行うこととなります。(年金払い退職給付については、同時に繰上げを行う必要はありません。)



60歳で繰上げ請求をした場合



※ 繰上げ支給の老齢厚生年金は請求したときに受給権が生じ、請求した翌月分の年金から支給されます。なお、年金額は、繰上げ月数に応じて減額(繰上げ1か月ごとに0.4%)されます。

繰上げ後の老齢厚生年金額

$$\text{老齢厚生年金額} - \text{老齢厚生年金額} \times \frac{4}{1000} \times \text{繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数}$$

(3) 繰下げ支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金が受給できる者のうち、次のアからウまでの要件をすべて満たしている者については、老齢厚生年金の支給の繰下げを申し出ることができます。

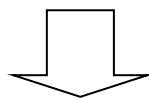
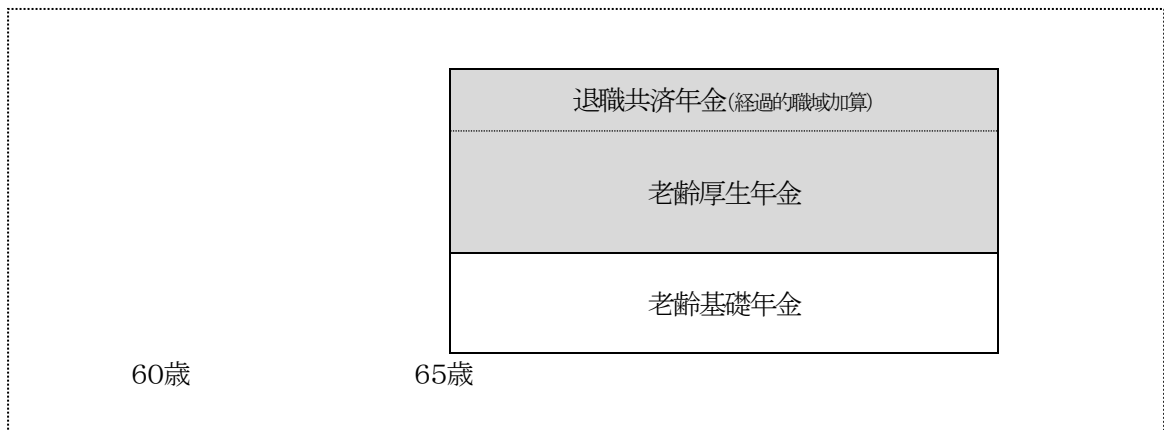
ア 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日(以下、「1年を経過した日」という。)前に当該老齢厚生年金を請求していないこと。

イ 老齢厚生年金の受給権を取得したとき、または1年を経過した日までの間において、次に掲げる他の年金の受給権者となっていないこと。

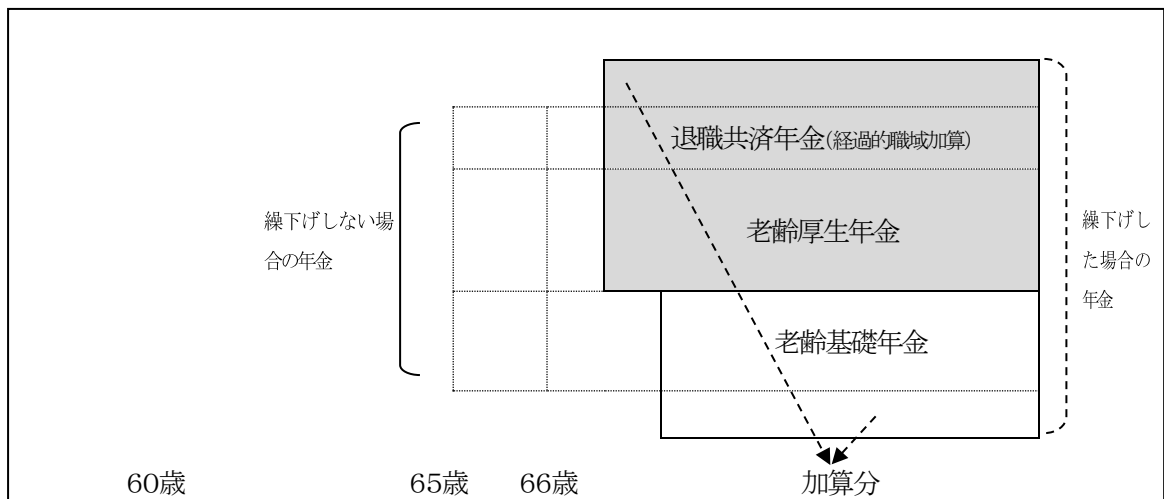
(ア) 厚年法による年金(老齢を給付事由とするものを除く。)

(イ) 国年法による年金(老齢・障害を給付事由とするものを除く。)

なお、老齢厚生年金の繰下げの申し出と同時に、老齢基礎年金及び年金払い退職給付の支給繰下げの申し出を行う必要はありません。



67歳で老齢厚生年金、68歳で老齡基礎年金の繰下げを申し出た場合



※ 老齢厚生年金の繰下げを申し出た月の翌月分の年金から支給されます。なお、年金額は、繰下げ月数に応じた額(繰下げ1か月ごとに0.7%)が加算されます。

繰下げ後の老齡厚生年金額

$$\text{老齡厚生年金額} + \text{老齡厚生年金額} \times \frac{7}{1000} \times \text{65歳に達する月から申出月の前月までの月数}$$

3 障害給付

障害厚生年金

障害厚生年金は、組合員である間に初診日のある傷病が原因となって障害等級が1級、2級または3級の障害程度に該当する障害の状態になったときに支給されます。(注1)

なお、障害等級が1級または2級の障害になったときは、原則として障害基礎年金も支給されます。

(注1) 障害の程度は34、35ページの障害等級表を参照してください。

① 支給要件

次のアからウのいずれに該当するときに、支給されます。

ア 組合員である間に初診日があり、かつ、障害認定日(注2)に3級以上の障害等級に該当する程度の障害状態にあるとき

イ 障害認定日に3級以上の障害状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上の障害状態になり障害厚生年金の支給を請求したとき(事後重症制度)

ウ 障害の認定を受けたその「傷病(基準傷病)」以外の、「他の傷病」により障害の状態にある者が、「基準傷病」に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までに、初めて基準傷病による障害と他の傷病による障害とを併合して2級以上の障害状態になったとき

* ・ 基準傷病の初診日は他の傷病の初診日以後であること

・ 他の傷病は厚生年金等他の公的年金制度の被保険者である間に初診日のある傷病も含む

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日またはその間に傷病が治った日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

(特例として取り扱う事例・・・初診日から1年6月を経過する前であってもそれぞれの日が障害認定日となります。)

① 上肢・下肢を離断または切断したものについては、離断・切断した日

② 人工骨頭または人工関節については、挿入、置換した日

③ 心臓ペースメーカー、植込み式型除細動器(ICD)または人工弁については、装着した日

④ 人工透析については、透析開始から3か月を経過した日

⑤ 人工肛門または尿路変更術については、施術した日から6か月を経過した日

人工膀胱については、造設した日

⑥ 喉頭全摘出手術を施したときには、施した日

⑦ 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

② 支給額

- ・ 障害厚生年金には、公務等傷病によるものと公務外傷病によるものがあります。
- ・ 公務上の傷病によるものの場合、地方公務員災害補償法による補償を受けることができるときは支給調整されます。
- ・ この年金は非課税です。
- ・ 障害厚生年金を受給することとなった者が、他に公的年金を受給している(できる)場合は、いずれか一方を選択することとなります。

$$\boxed{\text{年金額}} = \boxed{\text{厚生年金相当部分の額}} + \boxed{\text{職域年金相当部分の額}} + \boxed{\text{加給年金額}}$$

障害基礎年金が支給されない者に支給する障害厚生年金について、厚生年金相当部分の額が596,300円より少ないときは、596,300円となります。

〈公務等による障害厚生年金の最低補償額〉

公務等による障害厚生年金(経過的職域加算と厚生年金相当部分の額の合計額)額が、次に掲げる額より少ないときは、障害等級区分に応じた額が保障されます。

障害等級	最低保障額	
1級	4,227,300円	} 1、2級の場合は加給年金額が加算されます。
2級	2,611,000円	
3級	2,362,400円	

③ 障害厚生年金の認定等

ア 認定の時期

障害給付は「病気やけが」そのものが給付の対象ではなく「病気やけが」による生活上の障害が一定期間持続的に予測される場合に、その生活上の困難さに対して援助しようとするものです。

したがって、加療中の場合は傷病が治癒した日、若しくは病状が固定し治療の効果が期待できない状態となったとき、または初診日から起算して1年6月を経過したときに障害程度の認定を行うこととされています。

イ 障害程度

組合員である間に初診日のある傷病により障害厚生年金を請求しようとする場合、その障害が何級に該当するかの認定を受ける必要があります。

ウ 再認定

障害等級が1級から3級に該当し、障害厚生年金を受給することとなった場合(支給停止の場合を含む。)も、引き続き障害厚生年金を支給すべき状態か否かを確認するため、定期的に再認定を行います。(必要書類は本部から送付されます。)

④ 障害厚生年金の失権

障害厚生年金の受給権者が次の各号に該当するに至ったときは、その受ける権利は消滅します。

ア 受給権者が死亡したとき。

イ 障害等級に該当する程度の障害の状態にないものが65歳に達したとき。

ただし、65歳に達した日において、障害の程度が減退して障害等級3級にも該当しなくなった日から起算して3年を経過していないときを除く。

ウ 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく3年を経過したとき。

ただし、3年を経過した日において、当該受給権者が65歳未満であるときを除く。

障害等級表

障害の程度	障害の状態
1 級	1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度	障害の状態
3 級	1 両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5 一上肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの 6 一下肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の 3 指の用を廃したもの 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4 指の用を廃したもの 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11 両下肢の十趾の用を廃したもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の指は近位指関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第 1 趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第 1 趾にあっては、趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 5 この表の 3 級の項第 14 号に掲げる障害の程度は厚生年金保険法施行令別表 1 の相当規定に基づいて厚生労働大臣が定めたものに限るものとする。

4 遺族給付

遺族厚生年金

遺族厚生年金は、組合員(または組合員であった者)が死亡した場合に、その遺族の生活の支えとして支給される給付です。

その死亡の原因に応じて「公務等(注1)によらない遺族厚生年金」と「公務等による遺族厚生年金」とに分けられます。

なお、組合員は国民年金の被保険者であるので、組合員が死亡した場合に、その遺族が子のある配偶者または子であるときは、国民年金の「遺族基礎年金」(注2)が支給されます。

(注1) 公務等とは、公務若しくは通勤時による傷病をいいます。

(注2) 遺族基礎年金については、40 ページの基礎年金制度の概要を参照してください。

① 遺族の範囲等

遺族厚生年金を受けることができる遺族とは、組合員(または組合員であった者)の死亡当時、その者によって生計を維持(注1)されていた次の者をいいます。

- | |
|------------------|
| ア 配偶者(注2)及び子(注4) |
| イ 父母(注3) |
| ウ 孫(注4) |
| エ 祖父母(注3) |

(注1) 生計を維持されていた者とは、組合員の死亡当時、生計を共にしていた者のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上にならないと認められる者等をいいます。

(注2) 夫については、55歳以上の者に限られます。ただし、遺族基礎年金を受給中の場合は遺族厚生年金も併せて受給できます。

(注3) 父母及び祖父母については、55歳以上の者に限られます。支給開始は60歳からとなります。

(注4) 子及び孫については、次のいずれかに該当している者に限られます。

- ・ 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあつて、まだ配偶者のない者
- ・ 障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある20歳未満の者

* 遺族が2人以上いる場合は、ア、イの順序で遺族厚生年金が支給されます。

なお、同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給されます。

② 支給要件

遺族厚生年金は、組合員(または組合員であった者)が次のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給されます。

- | |
|---|
| ア 組合員が死亡したとき |
| イ 組合員であった者が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき |
| ウ 障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金(障害年金等を含む)の受給権者が死亡したとき |
| エ 老齢厚生年金(退職共済年金)の受給権者(注1)又は組合員期間等が25年以上(注2)である者が死亡したとき |

(注1) 60年改正前の法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者を含みます。

(注2) 死亡した者の生年月日に応じて、経過措置があります。

③ 支給額

遺族厚生年金の額は、原則として老齢厚生年金の4分の3に相当する額として算定されます。
また、遺族厚生年金の額は、公務等によらない傷病と、公務等による傷病とでは算定が異なります。

(組合員期間20年未満の者は除く)

・ 中高齢寡婦加算の額

遺族厚生年金の受給権者の妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子等がないことにより国民年金法による遺族基礎年金を受けないときに加算されます。

594,500円

・ 経過的中高年齢寡婦加算の額

中高年齢寡婦加算の額は、その妻が65歳になると、自分の老齢基礎年金を受けることができるので、その加算は打ち切られることとなりますが、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については国民年金への加入期間が短く、老齢基礎年金の額が低額になることがあるので、65歳以上になっても年金の額が低下することのないよう加算額の一部を引き続き加算することとされています。

594,500円 - (792,600円 × 妻の生年月日に応じた率)

④ 遺族厚生年金の失権

次のいずれかに該当したとき、遺族厚生年金の受給権は消滅します。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (3) 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったとき(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (4) 死亡した組合員であった者との親族関係が離縁によって終了したとき
- (5) 子または孫である受給権者(障害等級の1級または2級に該当するものを除く。)が18歳に達する日の属する年度末が終了したとき
- (6) 障害等級の1級または2級に該当する状態にある子または孫である受給権者が、20歳に達したとき、又は18歳に達する日の属する年度末以後に、1級または2級の障害等級に該当しなくなったとき
- (7) 子を有しない若齢期の妻に対する遺族厚生年金の失権
 - ① 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき
当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過したときに失権
 - ② 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき
当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から5年を経過したときに失権

5 退職等年金給付（年金払い退職給付）

平成 27 年 10 月 1 日からの被用者年金一元化により、共済独自の職域部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が設けられました。

〈概要〉

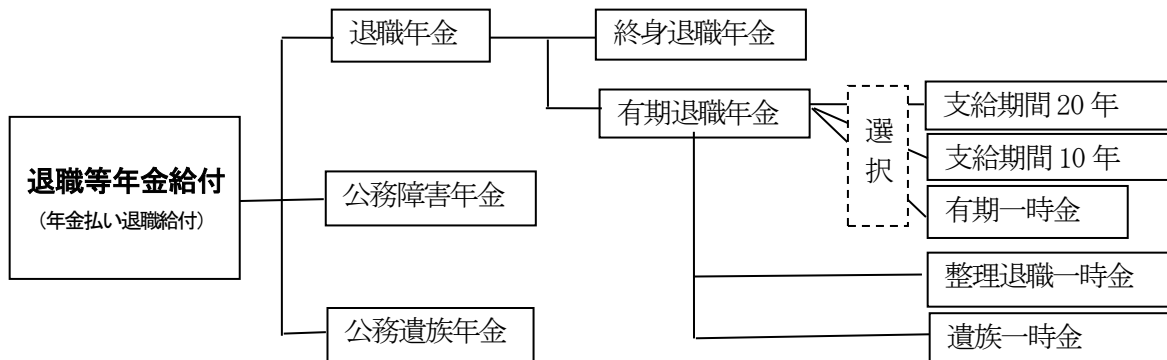
- 65 歳から支給される「退職年金」、公務傷病により障害状態となった場合に支給される「公務障害年金」、公務傷病により死亡した場合に支給される「公務遺族年金」の3種類
- 「退職年金」の半分は有期退職年金、半分は終身退職年金（65 歳支給（60 歳から繰上げ可能））
- 「退職年金」の有期退職年金は、20 年又は 10 年支給のいずれかを選択（一時金の選択も可能）
- 本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了、有期退職年金部分の残余分は遺族に一時金として支給
- 組合員又は組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分を受けたときは、「退職年金」又は「公務障害年金」の全部又は一部を支給しない。

① 給付算定基礎額

退職等年金給付は、給付算定基礎額に基づいて支給されます。給付算定基礎額は次の(1)及び(2)の総額となります。

- (1) 組合員期間の各月の標準報酬月額と標準報酬手当等の額×その月に適用される付与率
- (2) 当該各月から給付事由が生じた日の属する月の前月までの期間に応じた利子

② 年金払い退職給付の種類



(1) 退職年金

① 受給要件

- (ア) 1年以上の引き続く組合員期間を有していること
- (イ) 65 歳に達していること
- (ウ) 退職していること

② 終身退職年金

終身退職年金は、給付算定基礎額の1/2に基づいて算定され、支給期間を終身として支給されます。

③ 有期退職年金

有期退職年金は、給付算定基礎額の1/2に基づいて算定され、支給期間を 240 月として支給されます。ただし、受給権者が支給期間の短縮の申出をしたときは、120 月とすることができます。

(2) 一時金

① 有期一時金

有期退職年金の受給権者は、給付事由が発生した日から 6 月以内に、有期退職年金に代わる有期一時金の支給を請求することができます。有期一時金を選択する場合、「退職所得の源泉徴収票」が必要です。書類の提出がない場合は、源泉徴収税額が一律 20%になります。

② 整理退職一時金

整理退職された者に対して、有期年金部分を前倒して一時金として支給します。

③ 遺族一時金

1年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡したとき、遺族に遺族一時金を支給します。

(3) 公務障害年金

公務により病気にかかり、又は負傷したことにより障害等級に該当する程度の障害の状態になった場合に、公務障害年金が支給されます。

(4) 公務遺族年金

公務傷病により死亡したときに、その遺族に公務遺族年金が支給されます。

6 基礎年金制度の概要

(1) 国民年金の被保険者資格

20 歳以上 60 歳未満の日本国内に住所のある人は、被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けられる人を除いて、国民年金の被保険者となります。

また、20 歳未満または 60 歳以上であっても、被用者年金制度の加入者は、国民年金の被保険者となります。

(2) 被保険者の種類

① 強制加入被保険者

種 類	該 当 者	保 険 料
第 1 号被保険者	自営業者、農業者、昼間部学生等 (国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者)	本人が直接負担 (注 1)
第 2 号被保険者	各共済組合の組合員及び厚生年金の被保険者	掛金、負担金等により共済 組合等が負担 (個人の直接負担なし)
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者の被扶養配偶者(20 歳以上 60 歳未満)	

(注 1) 保険料免除制度

第 1 号被保険者については、法で定められている要件に該当すれば保険料の納付が免除される「法定免除」と、所得が低いなどの理由による申請により保険料が免除される「申請免除」という制度があります。

1 学生の納付特例制度の創設(平成 12 年 4 月実施)

第 1 号被保険者である学生については、本人の所得が一定の所得以下である場合には、申請に基づいて保険料の納付を要しないものとされました。

なお、保険料の納付を要しないものとされた期間の各月から 10 年間は保険料を追納できることとされました。

2 保険料半額免除制度の創設(平成 14 年 4 月実施)

一定の所得以下の国民年金第 1 号被保険者については、申請に基づいて保険料の半額の納付を免除する制度(半額免除制度)が導入されました。

3 若年者納付猶予制度(平成 17 年 4 月実施)

一般的に収入の少ない若年者(20 歳代の方)に限って、世帯主の所得を問わずに、本人とその配偶者の所得が基準に該当する場合に、保険料の納付が猶予される制度が導入されました。

4 多段階免除制度の創設(平成 18 年 7 月実施)

保険料免除制度について、新たに 4 分の 1 免除及び 4 分の 3 免除の 2 段階が追加され、所得水準に応じた多段階(4 段階)の免除制度が導入されました。

② 任意加入被保険者

ア 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満である被用者年金各法に基づく老齢(退職)年金受給者

イ 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者

ウ 日本国内に住所を有しない日本人(いわゆる「在外邦人」)で 20 歳以上 60 歳未満の者)

(3) 基礎年金の種類等

種 類	内 容																												
老齢基礎年金	<p>①支給要件 原則として保険料納付済期間、免除期間及び合算対象期間を合わせて10年以上ある人が、65歳に達した時に支給されます。</p> <p>②老齢基礎年金の額 次の算式により計算されます。 なお、加入期間が40年に満たない場合は、未加入期間分だけ減額されます。</p> <p style="text-align: center;">〈平成21年4月から〉 (平成16年国年等改正法附則第10条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $792,600 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{ア} + \text{イ}}{480 \text{ 月}}$ </div> <p>ア 「特定月」の前月以前の期間(平成21年4月から平成23年3月までの期間を除く。) (基礎年金国庫負担割合が2分の1に引き上げられる前に保険料免除された期間)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">保険料1/4 免除月数 ×5/6</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料1/2 免除月数 ×2/3</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料3/4 免除月数 ×1/2</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料全額 免除月数 ×1/3</td> </tr> </table> </div> <p>イ 平成21年4月から平成23年3月までの期間及び「特定月」以後の期間 (基礎年金国庫負担割合が2分の1に引き上げ以後に保険料免除された期間)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">保険料1/4 免除月数 ×7/8</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料1/2 免除月数 ×3/4</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料3/4 免除月数 ×5/8</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">保険料全額 免除月数 ×1/2</td> </tr> </table> </div>	保険料1/4 免除月数 ×5/6	+	保険料1/2 免除月数 ×2/3	+	保険料3/4 免除月数 ×1/2	+	保険料全額 免除月数 ×1/3	保険料1/4 免除月数 ×7/8	+	保険料1/2 免除月数 ×3/4	+	保険料3/4 免除月数 ×5/8	+	保険料全額 免除月数 ×1/2														
	保険料1/4 免除月数 ×5/6	+	保険料1/2 免除月数 ×2/3	+	保険料3/4 免除月数 ×1/2	+	保険料全額 免除月数 ×1/3																						
	保険料1/4 免除月数 ×7/8	+	保険料1/2 免除月数 ×3/4	+	保険料3/4 免除月数 ×5/8	+	保険料全額 免除月数 ×1/2																						
	<p>③繰上げ支給・繰下げ支給</p> <p>老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、60歳以上65歳未満の間においても、本人の請求により繰上げて受給することができます。(老齢厚生年金も同時に繰上げが必要)</p> <p>(また、申出により65歳からの支給開始を繰下げて、66歳以後の希望するときから受給することもできます。(75歳まで繰下げ可能)</p> <p>65歳からの本来の年金額に対する支給率は、次表のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">支給開始年齢</th> <th style="width: 20%;">支 給 率</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">繰上げ支給</td> <td>60歳</td> <td>76.0%</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td>61歳</td> <td>80.8%</td> </tr> <tr> <td>62歳</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>63歳</td> <td>90.4%</td> </tr> <tr> <td>64歳</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">繰下げ支給</td> <td>66歳</td> <td>108.4%</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td>67歳</td> <td>116.8%</td> </tr> <tr> <td>68歳</td> <td>125.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以降1歳ごとに8.4%加算</td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>184.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* 昭和16年4月2日以降に生まれた者に適用</p>	区 分	支給開始年齢	支 給 率		繰上げ支給	60歳	76.0%	}	61歳	80.8%	62歳	85.6%	63歳	90.4%	64歳	95.2%	繰下げ支給	66歳	108.4%	}	67歳	116.8%	68歳	125.2%	以降1歳ごとに8.4%加算		75歳	184.0%
	区 分	支給開始年齢	支 給 率																										
	繰上げ支給	60歳	76.0%	}																									
		61歳	80.8%																										
		62歳	85.6%																										
		63歳	90.4%																										
		64歳	95.2%																										
繰下げ支給	66歳	108.4%	}																										
	67歳	116.8%																											
	68歳	125.2%																											
	以降1歳ごとに8.4%加算																												
	75歳	184.0%																											

種 類	内 容										
老齢基礎年金	<p>④振替加算</p> <p>老齢厚生年金、退職共済年金または障害共済年金の受給権者等の配偶者で、大正15年4月2日から昭和41年4月1日生まれの者(加給年金額の支給対象となっていた者に限る)については、65歳になったときから受給する老齢基礎年金に、「次に掲げる額」が加算されます。</p> <p>振替加算額</p> <table border="1" data-bbox="496 439 1142 517"> <tr> <td style="text-align: center;">228,100円×生年月日に応じて定められた乗率</td> </tr> </table> <p>ただし、老齢厚生年金または退職共済年金を受けることができるときは、この振替加算は行われません。</p> <p>また、障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金を受けることができる間は、振替加算は支給停止されます。</p>	228,100円×生年月日に応じて定められた乗率									
228,100円×生年月日に応じて定められた乗率											
障害基礎年金	<p>①支給要件</p> <p>障害基礎年金は、原則として国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで障害者になったときに支給(注1)されます。</p> <p>被保険者の資格を喪失した後でも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障害者になったときには支給されます。</p> <p>ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。</p> <p>① 障害基礎年金の額</p> <table border="1" data-bbox="549 1043 1216 1151"> <tr> <td>障害等級1級の場合</td> <td style="text-align: right;">990,750円</td> </tr> <tr> <td>障害等級2級の場合</td> <td style="text-align: right;">792,600円</td> </tr> </table> <p><子の加算額></p> <p>障害基礎年金を受ける権利を取得した当時、その者によって生計を維持されていた子(注2)があるとき、次の額が加算されます。</p> <p>なお、平成23年4月1日から、現在の障害給付の加算対象者に加えて障害基礎年金の受給権を取得した後に子の出生などにより、その者によって生計を維持する子を有するに至った場合も加算の対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="520 1435 1216 1576"> <tr> <td>1人目・2人目の子</td> <td>1人につき</td> <td style="text-align: right;">228,700円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降の子</td> <td>1人につき</td> <td style="text-align: right;">76,200円</td> </tr> </table> <p>(注1) 障害基礎年金は、在職中であっても支給されます。</p> <p>(注2) 次の①または②に該当する場合</p> <p>①18歳到達年度の末日までにある子</p> <p>②障害等級が1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子</p> <p><配偶者がいる方の障害給付における子の加算額と児童扶養手当の選択について></p> <p>平成23年4月から、原則として児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合には、児童扶養手当を受けることが可能となったことに伴い、子の加算額か児童扶養手当か選択できるようになりました。</p> <p>なお、子の加算額または児童扶養手当のどちらか一方しか受け取ることはできませんので、ご注意ください。</p>	障害等級1級の場合	990,750円	障害等級2級の場合	792,600円	1人目・2人目の子	1人につき	228,700円	3人目以降の子	1人につき	76,200円
障害等級1級の場合	990,750円										
障害等級2級の場合	792,600円										
1人目・2人目の子	1人につき	228,700円									
3人目以降の子	1人につき	76,200円									

種 類	内 容																			
遺族基礎年金	<p>①支給要件 遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の遺族に支給されます。 ただし、被保険者などが死亡した場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。</p>																			
	<p>②遺族の範囲 死亡した被保険者(または被保険者であった者)によって生計を維持していた次に掲げる年収850万円未満の子のある妻または子です。 ア 死亡した夫の子(注)と生計を同じくしている妻 イ 死亡した人の子(注) したがって、夫が死亡したときは、妻と子の各々が、また、妻が死亡したときは子が、遺族基礎年金の受給権者になることができます。(現に婚姻している子については子として扱われません) (注)次の①または②に該当する場合 ①18歳到達年度の末日までにある子 ②障害等級が1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子</p>																			
	<p>③遺族基礎年金の額</p>																			
	<p>ア 妻が受ける場合 単位:円</p>																			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">区 分</th> <th style="width:25%;">基 本 額</th> <th style="width:25%;">子 の 加 算 額</th> <th style="width:25%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が1人いる妻</td> <td>792,600</td> <td>228,700</td> <td>1,021,300</td> </tr> <tr> <td>子が2人いる妻</td> <td>792,600</td> <td>457,400</td> <td>1,250,000</td> </tr> <tr> <td>子が3人いる妻</td> <td>792,600</td> <td>533,600</td> <td>1,326,200</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 本 額	子 の 加 算 額	合 計	子が1人いる妻	792,600	228,700	1,021,300	子が2人いる妻	792,600	457,400	1,250,000	子が3人いる妻	792,600	533,600	1,326,200			
	区 分	基 本 額	子 の 加 算 額	合 計																
	子が1人いる妻	792,600	228,700	1,021,300																
	子が2人いる妻	792,600	457,400	1,250,000																
	子が3人いる妻	792,600	533,600	1,326,200																
	<p>(注)3人目以降は1人につき76,200円が加算されます。</p>																			
<p>イ 子が受ける場合 単位:円</p>																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">基 本 額</th> <th style="width:15%;">加 算 額</th> <th style="width:15%;">合 計</th> <th style="width:15%;">一人当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人のとき</td> <td>792,600</td> <td>—</td> <td>792,600</td> <td>792,600</td> </tr> <tr> <td>2人のとき</td> <td>792,600</td> <td>228,700</td> <td>1,021,300</td> <td>510,650</td> </tr> <tr> <td>3人のとき</td> <td>792,600</td> <td>304,900</td> <td>1,097,500</td> <td>365,833</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 本 額	加 算 額	合 計	一人当たりの額	1人のとき	792,600	—	792,600	792,600	2人のとき	792,600	228,700	1,021,300	510,650	3人のとき	792,600	304,900	1,097,500	365,833
区 分	基 本 額	加 算 額	合 計	一人当たりの額																
1人のとき	792,600	—	792,600	792,600																
2人のとき	792,600	228,700	1,021,300	510,650																
3人のとき	792,600	304,900	1,097,500	365,833																
<p>(注)3人目以降は1人につき76,200円が加算されます。</p>																				

7 加給年金

(1) 加給年金対象者の条件

組合員期間が20年以上の組合員または組合員であった者が基礎年金相当部分の受給権を取得した当時、その者によって生計を維持していた、年収が850万円未満である次の者が該当します。

なお、平成23年4月1日から、現在の障害給付の加算対象者に加えて「障害厚生年金」(障害等級1級または2級)や「障害基礎年金」の受給権を取得した後に結婚や子の出生などにより、その者によって生計を維持する配偶者や子を有するに至った場合も加算の対象となります。

(注)平成27年10月以降は、組合員期間と組合員期間以外の期間(厚生年金保険等)を合算して20年以上ある方も対象となります。

* 加算の対象となる年金種別 … 老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金、障害厚生年金

ア 65歳未満の配偶者
イ 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある未婚の子
ウ 障害等級が1級若しくは2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子

(2) 加給年金額

配偶者(*)	228,700円
子 2人までの1人につき	228,700円
〃 2人を超える1人につき	76,200円

(*) 配偶者については、老齢厚生年金等の受給権者の生年月日に応じて、次の額が加算されます。

受給権者の生年月日	加算額
昭和9年4月2日から昭和15年4月1日	33,800円
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日	67,500円
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日	101,300円
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日	135,000円
昭和18年4月2日以降	168,800円

(3) 加給年金額の支給停止等

- 配偶者が自分自身の年金(退職・老齢・障害)を受けるとき(退職・老齢の年金は加入期間20年以上である場合が該当)
- 加算の対象になっている配偶者または子が死亡、離婚、生計維持関係の解消等により要件を失ったとき(配偶者→65歳到達、子→18歳の年度末到達等)

8 再就職した場合の年金の支給停止

再就職して厚生年金保険に加入した場合、給料等と年金の額に応じて年金の一部又は全部が支給停止になることがあります。なお、再就職し共済組合の一般組合員となった場合は、「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です。

(1) 年金停止額の計算方式

(基本月額 + 総報酬月額相当額) が 48 万円を超えた場合に年金の一部又は全部が支給停止されます。

※ 基本月額 : 老齢厚生年金額(退職共済年金(経過的加算額)、加給年金を除く) ÷ 12
総報酬月額相当額 : 標準報酬月額 + その月以前の1年間の標準賞与額の総額 ÷ 12

※ 退職後、共済組合の一般組合員となった場合、退職共済年金(経過的職域加算)は全額停止されます。
退職後、共済組合の短期組合員や民間等にお勤めの場合、退職共済年金(経過的職域加算)は全額支給されます。

(2) 年金停止額の計算方法

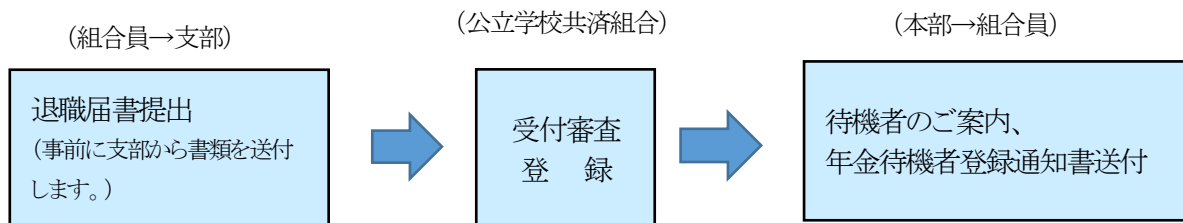
停止額(月額)
$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 48 \text{万円}) \times 1/2$

※(総報酬月額相当額 + 基本月額) が 48 万円以下の場合、停止額はありません。

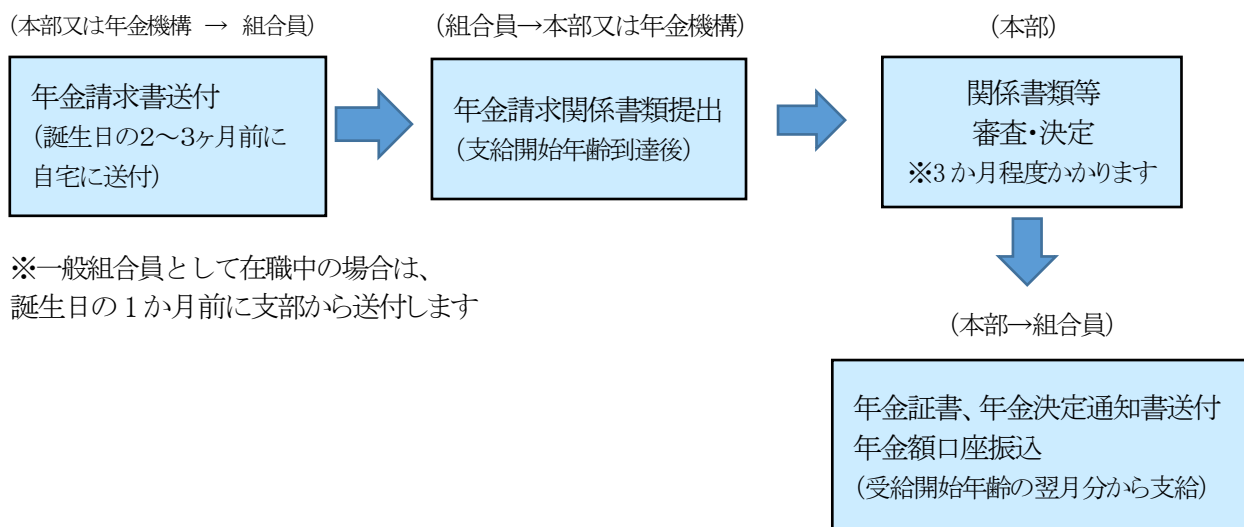
9 請求手続等

◆退職時に受給権が発生していない者

退職時 (短期組合員を除く)



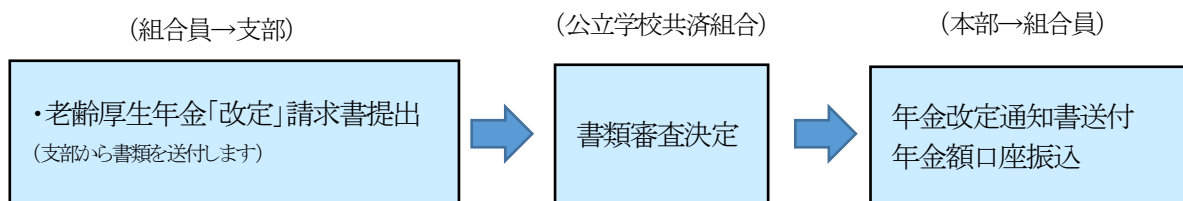
年金支給開始年齢到達時



※一般組合員として在職中の場合は、
誕生日の1か月前に支部から送付します

◆退職時に年金を受給している者

受給権発生(※)から退職までの期間を加え改定処理を行います。



ご提出いただいた書類の審査決定は、退職から3~4ヶ月の時間を要するため、退職後の直近の定期支給期におきましては、在職停止が解除されていない状態となります。解除後の年金額との差額につきましては、審査決定後にお支払いします。(退職後に再就職等により被用者年金制度に加入された方については、引き続き在職停止がかかります。)

10 年金の支給と留意事項

(1)年金の支給期月

年金は毎年、年6回、2月、4月、6月、8月、10月及び12月にそれぞれの前月までの分を支給することになっています。(送金案内書が6月・12月(年2回)送付されます。)

支給期月											
6月		8月		10月		12月		2月		4月	
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

*支給日は原則として各支給期月の15日ですが15日が土、日曜日の場合は前日、前々日の営業日になります。

(2)年金への課税

所得税法により、公的年金は所得区分が「雑所得」とされ、老齢厚生年金等を支給する際には、所得税の源泉徴収が義務づけられています。

年金受給者から提出された「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(注1)の内容に基づき、所得税を計算して、各支給期に年金の支給額から所得税を源泉控除します。

ただし、障害厚生年金、遺族厚生年金は非課税です。

(注1) 源泉徴収の際に年金受給者本人に係る控除(基礎的控除)及び配偶者、扶養親族等に係る控除(人的控除)を受けるために提出するものです。

(3)年金額の改定

老齢厚生年金などの年金額の改定は、老齢基礎年金などと同様、消費者物価によって自動的に改定されます。総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数が前年の物価指数と比べて変動した場合、その変動率とマクロ経済スライドによる調整率に応じて翌年4月分以降から自動的に年金額が改定されます。

また、毎年、9月1日時点で厚生年金被保険者である年金受給者(65歳以上に限る)についても、10月に自動的に年金額が改定されます。

(4)既給一時金の返還

過去に退職一時金の支給を受けた者が、老齢厚生年金等を受給する権利を有することとなったときは、原則として、その支給を受けた退職一時金等の額にその支給を受けた月の翌月から老齢厚生年金の受給権を得た月までの期間に応じた、複利計算による利子に相当する額を加えた額を返還しなければなりません。

ただし、老齢厚生年金等の受給権者が、その返還すべき金額を老齢厚生年金等の支給額から控除することにより返還する旨を共済組合に申し出たときは、老齢厚生年金等を支給する都度、その支給額から2分の1を限度として、返還すべき金額に達するまで順次控除することにより返還することとなります。

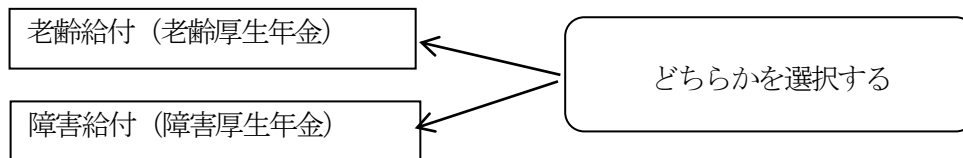
(5) 年金の供給調整

年金の受給権者が、複数の公的年金を受給することができる場合は、原則として、いずれか選択した一つの年金を受給し、他の年金はその支給を停止されることになります。これを「併給調整」といいます。

なお、支給停止された老齢厚生年金、障害厚生年金または遺族厚生年金のうち、「職域年金相当部分の額」については、支給停止されません。(注1)

(注1) 受給を選択した年金が、地方公務員共済組合及び国の組合が支給するものである場合は除く。

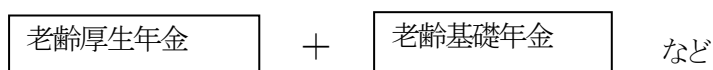
【併給調整となる例】



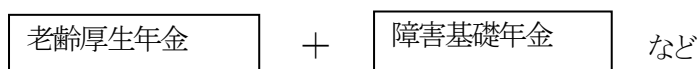
【併給調整となる例】

次の場合などには、併せて受給することができます。

①同一の給付事由に基づくもの



②65歳以上の場合で「厚生年金等」と「国民年金法に基づく基礎年金」



(6) その他の手続き

確定申告

所得税法上「雑所得」として取扱われる公的年金については、源泉徴収した税額に対して、給与所得のような年末調整を行う制度がありません。年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行ってください。

1 1 質疑等の照会先

「公立学校共済組合本部年金相談センター」

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-9-5

電話 03-5259-1122

年金の送金、支給額、課税、書類提出等については原則として本部に照会してください。

なお、年金の初回決定時、年金支給期、各提出書類の提出期には、多数の方の電話が集中するため、電話がかかりにくくなります。この場合は支部へ照会してください。